

放課後児童支援員認定資格研修 受講資格等一覧

	受講資格	確認書類
1号	保育士の資格を有する者	以下のいずれか1つ ・保育士（保母）資格証明書 ・指定保育士養成施設卒業証明書 ・保育士養成課程修了証明書 ・保育士試験合格通知書 ・保育士証
2号	社会福祉士の資格を有する者	以下のいずれか1つ ・社会福祉士試験合格通知書 ・社会福祉士登録証
3号	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	以下の①と②の書類 ①以下のいずれか1つ ・卒業証書 ・卒業証明書 ②実務経験証明書（原本）
4号	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者	以下のいずれか1つ ・教育職員免許状 ・教育職員免許状授与証明書
5号	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	以下のいずれか1つ ・卒業証書 ・卒業証明書
6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	大学院入学許可書等
7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	修了証明書等
8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	以下のいずれか1つ ・卒業証書 ・卒業証明書 ※外国語の場合翻訳を添付すること
9号	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者【※1】であって、市町村長が適当と認めた者	以下の①と②の書類 ①以下のいずれか1つ ・卒業証書 ・卒業証明書 ②実務経験証明書（原本）
10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	実務経験証明書

【※1】

放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者とは、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としており、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられます。

ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれません。
なお、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。

また、ここでの「継続的」とは、2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あることが一定の目安です。